

鹿屋市地域総合整備資金貸付交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域総合整備資金貸付交付要綱（平成18年鹿屋市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人」を「一般財団法人」に、「公平」を「公正」に改める。

第3条第1項中「対象となる事業」の次に「（以下「貸付対象事業」という。）」を加え、同項第2号中「5人」を「1人」に改め、「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市長が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を削り、同項第3号中「2,500万円」を「1,000万円」に改める。

第5条第1項中「貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）」を「貸付対象事業」に改め、「（以下「貸付額」という。）」を削り、「500万円」を「300万円」に、「10.5億円」を「10億5,000万円」に、「15.7億円」を「15億7,000万円」に改め、同条第4項中「地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知）に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は」を削り、「（平成17年4月1日法律第24号）」を「（平成17年法律第24号）」に改め、「、当分の間」を削り、「10.5億円」を「10億5,000万円」に、「13.1億円」を「13億1,000万円」に、「15.7億円」を「15億7,000万円」に、「19.6億円」を「19億6,000万円」に改め、同条第5項中「10.5億円」を「10億5,000万円」に、「16.8億円」を「16億8,000万円」に、「15.7億円」を「15億7,000万円」に、「25.3億円」を「25億3,000万円」に改め、同条第6項中「貸付額に」を「貸付対象事業1件当たりの貸付額」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

第6条中「資金」を「地域総合整備資金」に改める。

第8条中「15年」を「20年」に改める。

第9条中「金額はすべて最後の償還期日に係る償還金額に合算」を「は合計して最終償還期日に償還」に改める。

第11条及び第12条第2項第6号中「資金」を「地域総合整備資金」に改める。

第14条及び第16条中「資金の貸付け」を「地域総合整備資金の貸付け」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。